

「設備士受験の総合対策 空調・衛生編」 改訂 9 版 正誤表

頁・行	訂正箇所	誤	正
3 頁	表 1.1 居室における空気環境 管理基準と測定器 一酸化炭素の基準値	10ppm 以下（外気が 10ppm 以上 のときは 20ppm 以下）	6ppm 以下
3 頁	表 1.1 居室における空気環境 管理基準と測定器 温度の基準値	17℃～28℃ 冷房時は外気との差を著しくしな いこと	18℃～28℃ 冷房時は外気との差を著しくしな いこと
31 頁	表 3.2 冷房設計外気温湿度(夏 季) 東京の 14 時の乾球温度、絶対 湿度	33.4 18.6	34.8 20.6
31 頁	表 3.3 暖房設計外気温湿度 東京の 8 時の乾球温度	0.0	2.0
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 六価クロム化合物の基準値	六価クロムの量に関して、 0.05mg/l 以下であること。	六価クロムの量に関して、 0.02mg/l 以下 であること。
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 亜硝酸態窒素 9. として追加、以下附番繰り下 げ		0.04mg/l 以下
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 トリクロロエチレンの基準値	0.03mg/l 以下であること。	0.01mg/l 以下 であること。
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 ジクロロ酢酸の基準値	0.04mg/l 以下であること。	0.03mg/l 以下 であること。
249 頁	表 1.2 水道水の水質基準 トリクロロ酢酸の基準値	0.2mg/l 以下であること。	0.03mg/l 以下 であること。
250 頁 下から 5 行目	表 1.4 吐水口空間 の注記 ^{b)} の 記述	吐水口端面があふれ面に対し…、 吐水口空間の中心と衛生器具・水 受け容器のあふれ縁との空間を吐 水口空間とする。	吐水口端面があふれ面に対し…、 吐水口空間の 最下端 と衛生器具・ 水受け容器のあふれ縁との空間を 吐水口空間とする。
257 頁 上から 3 行目	高置水槽方式に関する記述	高置水槽から重力によって必要個 所へ給水する方式で最も一般に用 いられる方式である。	高置水槽から重力によって必要個 所へ給水する方式で 最も一般に用 いられる方式 である。
331 頁 上から 8 行目	2.10.2 ヒートポンプ (1) の記述	冷媒に CO ₂ 、HCF を使用する。	冷媒に CO ₂ 、 HFC 代替フロン冷 媒 を使用する。

331 頁 下から 14 行目	2.10 給湯設備の省エネルギー 2.10.1 省エネルギー基準に関する記述	300 m ³ ・・・ (1)給湯エネルギー・・・ (2)ポイント法は・・・ (3)簡易なポイント法は・・・である。	記述削除 2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）の実現に向け、2021 年 10 月、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定されましたことをうけて、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）を制定・改正し、建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等の措置を講じられており、最新情報は、国土交通省の HP 等で確認いただきたい。
344 頁 上から 15 行目	排水配管に関する一般事項 (8) (b) の記述	(b) 延長が長い横菅の途中で、管径が 100mm 以下の場合は 15m 以内、100mm を超える場合は 30m 以内。	(b) 延長が長い横菅の途中で、管径が 100mm 以下の場合は 15m 以内、100mm を超える場合は 20m 以内。
344 頁 上から 16 行目	排水配管に関する一般事項 (8) (c) の記述	排水管が 45° を超える角度で方向を変える箇所	削除
350 頁 上から 6 行目	解説 3. の記述	…超える場合は 30m 以内に 1 箇所となっている。	…超える場合は 20m 以内に 1 箇所となっている。
361 頁 上から 7 行目	(6)通気弁に記述	…正圧時には開口する可動弁で、…	…正圧時には閉口する可動弁で、…
370 頁 下から 1 行目	(2)通気管の管径 の記述	…通気管の配管長さは通気管の実長に局部抵抗相等長(表 3.15)を加えたものとし、…	…通気管の配管長さは通気管の実長に局部抵抗相当長(表 3.15)を加えたものとし、…
376 頁 下から 2 行目	例題 1 の選択肢(b)の記述	…、定常流量を変数として当時最大排水による…	…、定常流量を変数として同時最大排水による…
403 頁 上から 11 行目	4.2 消火設備の設置基準に関する記述	消防法施行令・・・を設ける。消火設備等設置基準の早見表(別紙)を参照。	消防法施行令・・・を設ける。防災設備メーカー等のホームページ等にある消火設備等設置基準の早見表を参照。

404 頁 上から 19 行目	4.2.3 スプリンクラー設備 に関する記述	4.2.3 スプリンクラー設備	4.2.3 スプリンクラー設備 最新の設置基準は、防災設備メーカー等のホームページ等にある消火設備等設置基準の早見表を参照ください。				
409 頁 下から 8 行目	例題 2 の解説	2. 事務所ビルの 11 階以上の階ではスプリンクラー設備が必要なので、記載は正しい。	2. 事務所ビルの 11 階以上の階以外ではスプリンクラー設備が不要なので、記載は正しい。				
414 頁	表 4.6 屋内消火栓開閉弁その他設置高さ 項目追加		<table><tr><td>弁・起動装置等</td><td>設置高さ</td></tr><tr><td>消火器</td><td>床面より 1.5m 以下</td></tr></table>	弁・起動装置等	設置高さ	消火器	床面より 1.5m 以下
弁・起動装置等	設置高さ						
消火器	床面より 1.5m 以下						
455 頁 下から 1 行目	例題 3 の解説の記述	＝ちゅう房排水量×BOD 値×汚水・雑排水量×BOD 値	＝ちゅう房排水量×BOD 値＋汚水・雑排水量×BOD 値				

※省エネ基準、スプリンクラー設置基準については、法改正がありますので、最新情報をご確認ください。

令和 8 年 9 月 13 日時点